

公布された条例のあらまし

○佐賀県高等学校等教育改革促進基金条例（条例第1号）

- 1 公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を含む。）における教育改革の推進に係る事業に要する資金を積み立てるため、佐賀県高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定めることとした。（第2条関係）
- 3 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入することとした。（第4条関係）
- 4 基金は、1の事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。（第6条関係）
- 5 その他所要の事項を定めることとした。
- 6 この条例は、公布の日から施行することとした。